

産業廃棄物処理に係る通報に対する不適切な取扱いについて

平成 28 年2月から、市内の事業所(B社)に勤務するA様から、B社の産業廃棄物処理に係る通報があり、担当職員Xが複数回応答する中で、今年6月に、通報いただいた内容や、その方の氏名等の個人情報等をB社の担当者C様に E メールで伝えてしまいました。

なお、B社に立入調査を実施し、通報内容にあった不適切な事実がないことを確認しております。

通報をいただいた方をはじめ、関係者の皆様に大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。

1 経過

- 平成 28 年 2 月 A 様から B 社における産業廃棄物の処理委託方法や管理体制等について複数回にわたる通報があり、通報が契機であることを知られないよう配慮しながら、B 社への立入調査等を実施し、調査結果を A 様に回答
- 平成 29 年 4 月 A 様から B 社における産業廃棄物の処理委託方法について、通報があり、B 社から提出された報告書に基づき、特に問題ない旨を A 様に回答
- 6 月 21 日 本件の対応をしていた担当職員 X が、複数回のやりとりの中で A 様の氏名を B 社と共有していると誤認し、A 様から担当職員 X あてに送られた通報のファクス・E メールを、A 様の承諾を得ずに、当課からの対応の窓口となっていた B 社の担当者 C 様に対して E メールに添付して送付
- 6 月 22 日 本市から B 社の担当者 C 様にファクス・E メールが送られていたことに対する抗議の連絡が A 様からあり、担当職員 X が謝罪
- 6 月 23 日 担当係長 Y から、電話で A 様に対し、不適切な取扱いをしてしまったことを謝罪
- 6 月 29 日 担当係長 Y が課長 Z に報告
- 7 月 3 日 課長 Z が、B 社の担当者 C 様に対し、電話で、担当職員 X が漏えいした情報の削除及び拡散防止を至急講じていただくことを依頼
- 7 月 4 日 課長 Z が A 様に面会して謝罪
- 7 月 6 日 産業廃棄物の処理委託方法が適切にされているか確認するため、B 社に立入調査を実施、法違反がないことを確認、併せて A 様に不利益が生じないように課長 Z が B 社の担当者 C 様に依頼
- 7 月 13 日 課長 Z が調査結果を A 様に報告

2 漏えいした情報

平成 29 年 4 月に通報いただいたファクス 1 通 (A 4 サイズ 1 枚)、平成 29 年 6 月に通報いただいたファクス 1 通 (A 4 サイズ 1 枚) 及び 6 月に送付された E メール文 2 通を E メールで送信してしまいました。

それによって、A 様が当課にファクス・E メールにより通報した内容並びに当該ファクス・E メールに記載された A 様の氏名、個人メールアドレス及び電話番号が漏えいしました。

3 原因

28 年 2 月に A 様から通報を受け、担当職員 X は通報事実の確認のため、B 社の担当者 C 様と複数回やりとりを行う中で、A 様の氏名を B 社と共有していると事実誤認してしまい、個人情報保護の重要性を認識しないまま、自らの判断のみで A 様から寄せられたファクス・Eメールのデータを B 社に送ってしまいました。

裏面あり

4 再発防止策

事案発覚後、通報事案の秘密保持及び個人情報保護の重要性について、職員に対し、改めて周知徹底しました。今後も、引き続き、定期的に研修を実施してまいります。

また、業務の適切な進捗管理を図るため、上司への事前・事後の報告を徹底してまいります。

お問合せ先
資源循環局 産業廃棄物対策課長 岸本 健二 Tel 045-671-2526